

ぽっぽ学童教室運営規程

(事業の目的)

第1条 ぽっぽ学童教室（以下「事業所」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（以下「利用者」という。）を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図ると共に、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものとする。

2 事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 前4項のほか、事業者は、児童福祉法、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」、「佐世保市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐世保市条例第29号）」及び「佐世保市児童クラブ事業実施要綱」（以下「ガイドライン」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、運営に取り組むものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 : ぽっぽ学童教室

(2) 所在地 : 佐世保市大野町231番地1

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の種類、員数（※通常平日の配置数）の及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童支援員 : 2名

補助員 : 2名

(2) 職員は、ガイドラインに定める「放課後児童支援員等の役割・職務」を基本に業務を行うものとする。

(開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く日

(2) 開所時間

ア 小学校の授業日：午後12時から午後7時00分まで

イ 小学校の授業の休業日（土曜日を除く。）

：午前8時00分から午後7時00分まで

ウ 土曜日：午前8時00分から午後6時00分まで

2 事業者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に周知するものとする。

(支援の内容)

第6条 事業所で行う支援の内容は、ガイドラインに定める「児童への育成・支援内容」とする。

(保護者が支払うべき額等)

第7条 保護者から徴収する額（以下「保護者負担額」という。）は、次に掲げる額とする。

(1) 基本利用料：1～3年生 10,000円（月額）

(2) 4～6年生 7,000円

(3) おやつ代：1000円（月額）

2 前項に規定する保護者負担額その他、支援の内容により、実費を徴収することがある。この場合、あらかじめ、保護者に対し、支援の内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

(利用定員)

第8条 事業所の定員は40名とする。

(事業所の面積)

第9条 事業所の面積は、887.19㎡とする。（うち専用区画 243.48㎡）

(通常の実業の実施地域)

第10条 通常の実業の実施地域は、大野・春日小学校区とする。

ただし、これを越えて利用することを妨げるものではない。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意すること。

(1) 利用者が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により事業所に届け出る
こと。

(2) 感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められる場合は、事業者
は利用者に対して休所を命ずることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 事業者は、ガイドラインに定める「安全管理、危機管理」に従い対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、危機管理マニュアルを定め、日頃から安全管理、安全指導、危機対応に
取り組むものとする。

(苦情解決)

第14条 事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ
適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じな
ければならない。

2 事業者は、その行った支援に関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は
助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏ら
してはならない。

2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家
族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者及び職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為そ
の他該当利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間、保存す
るものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は必要に応じて、保護者に周知する
ものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。